



## ご存じですか？

# 衆議院議員の選挙方法

衆議院議員総選挙では、最高裁判所裁判官の国民審査が一緒に行われます。その投票方法などについてお知らせします。

## 投票の方法

衆議院議員総選挙は、「小選挙区」と「比例代表」の選挙が行われます。投票時間は午前七時から午後八時までです。

### 〈小選挙区選挙〉

選挙区ごとに一人の議員を選出。投票用紙には、候補者の氏名を記載します。札幌市内は、次の五つの選挙区に分かれています。

- 北海道第一区～中央区、南区、西区
  - 北海道第二区～北区、東区
  - 北海道第三区～白石区、豊平区、清田区
  - 北海道第四区～手稲区（ほかに小樽市、後志支庁管内）
  - 北海道第五区～厚別区（ほかに江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩支庁管内）
- 〈比例代表選挙〉  
北海道全体を一つの選挙区

として、八人の議員を選出。投票用紙には、政党などの名称を記載します。

### 〈国民審査〉

最高裁判所裁判官のうち、前回の審査（平成十二年六月）以降に任命された裁判官と国民審査を受けてから十年以上たった裁判官について、その任命の適否を判断します。投票用紙には、対象となる最高裁判所裁判官の氏名があらかじめ記載されていますので、やめさせたい裁判官に「×」印を記載します。

## 投票できる方

札幌市で投票できるのは、札幌市の選挙人名簿に登録されている方です。名簿への登録は、住民登録によって自動的に行われます。住所変更の手続きをして間もないときは、前の住所地で投票する場合があります。

## 投票所案内はがき

選挙期日が公示されると、選挙人名簿に登録されている方全員に、「投票所案内はがき」を送付します。記載されている氏名や投票所を確認の上、投票する際にお持ちください。なお、選挙人名簿に登録されていなければ、このはがきがなくとも投票できます。紛失した方や忘れた方は、投票所の係員にお申し出ください。

## 不在者投票

投票日当日、次の事由などに該当することが見込まれる方は不在者投票ができます。投票所案内はがきの裏面に、不在者投票を行うときに必要な宣誓書が印刷されているのでご利用願います。

① 仕事に従事する方。② 結婚式や葬儀を行う方とその親

族、仲人、手伝いなどに従事する方。③ 旅行やレジャーなどのため投票区の区域外に滞在される方。④ 病気やけが、体の障がいなどのため歩行が困難な方。⑤ 選挙人として名簿に登録されている区の区域外に転居した方。

## 期間衆議院議員総選挙は公示

の日から、国民審査は投票日の7日前から、いずれも投票日前日までの毎日午前八時三十分から午後八時まで。

場所選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会。ただし、特に指定された病院や老人ホームに入院・入所している方はその施設。なお、ほかの選挙管理委員会での投票を希望される場合は、あらかじめ投票用紙の請求などの手続きが必要です。

持ち物届いている時は投票所案内はがき（印鑑は不要）。

## 郵便による不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けていて、障がい程度が一定の基準（両下肢など運動機能障がいは一級から二級、内臓機能障がいは一級から三級）に該当する方は、自宅などで投票ができます。「郵便による不在者投票制

度」があります。投票するためには、区の選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けていることが必要です。

## 在外選挙制度

外国にお住まいの方も、一定の要件の下に、国政選挙の投票（当分の間は比例代表選挙のみ）ができます。投票をするには、事前に在外選挙人名簿への登録が必要となります。この登録は、外国での住所地を管轄する領事官が受付窓口となります。

## 選挙公報

候補者や政党などの政策を掲載した選挙公報は、町内会などを通じて各世帯に配布します。

詳しくは、区の選挙管理委員会（区役所内／18階）へお問い合わせください。



「選挙のめいすいくん」